



事務所ニュース [No.292]



令和6年分所得税の定額減税 —2024.6.1—

定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者に対して、6月1日以後最初に支払う給与等について対象となります。複雑な要件がありますので事前に税理士事務所との打ち合わせをお願いします。



労働保険の年度更新

令和6年3月31日までの過去1年間の賃金、工事高等集計をお願い致します。申告期限は7月10日です。当事務所の事務組合加入の事業所は、金額にかかわらず3回納付の特例が認められています。

給与台帳・給与明細のデジタル化！**ペーパーレス**の給与台帳は管理が簡単です。個人の給与明細はご自分のスマホで確認できます。便利で安心！！



2024.4.1 から労働条件明示のルール改正

医師、建設業の時間外労働の上限規制、タクシー、トラック、バスの各運転手の時間外規制が実施されます

特定検診受けられます！ —40歳~74歳の被扶養者—

健康保険加入の被扶養者の方が対象です。協会けんぽから7,150円の補助があります。対象の方には受診券が黄色い封筒で送付されます。この機会にぜひ健康診断の受診をおすすめします



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : <https://www.office-coa.net>